○山田町エアコン設置支援事業補助金交付要綱

　　　　　　　　　　　　　　令和４年３月１０日告示第３０号

　　　　改正

　　　　　　　令和４年９月１日告示第１００号

　山田町エアコン設置支援事業補助金交付要綱を次のように定め、令和４年４月１日から施行する。

　　　山田町エアコン設置支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策により在宅時間が増えたことを踏まえ、熱中症による事故を未然に防ぐため、エアコン設置に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、山田町補助金交付規則（昭和５３年山田町規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　対象住宅　自己が居住の用に供する家屋又は家屋部分であって、町内に存するものをいう。

(2)　エアコン　対象住宅の天井、壁、窓枠等に固定して設置するもので、新品のものに限る。

(3)　町内業者　町内に本店を有する法人又は個人で、設置工事を行うものをいう。

（補助対象経費）

第３　補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1)　エアコンの購入及び設置に要した費用とし、町内業者が販売及び設置工事を行うものであること。

(2)　補助金交付決定の日の属する年度の３月３１日までに、第９の規定による報告書の提出ができるものであること。

（補助対象者）

第４　補助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1)　対象住宅に住所を有する者

(2)　対象者及び対象者と生計を同一にする世帯の構成員に係る町税及び使用料等を滞納していない者

(3)　過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者

（補助金の額）

第５　補助金の額は、対象経費の３０％以内に相当する額（１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、５万円を限度とする。

２　本事業の補助は、１世帯当たり１台に限る。

（補助金の交付申請）

第６　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、購入及び設置前に山田町エアコン設置支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　見積書の写し（購入及び設置に係る費用の内訳が記載されているもの）

(2)　エアコン及び室外機の設置予定箇所の写真

(3)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７　町長は、第６の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、山田町エアコン設置支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号。以下「決定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第８　申請者は、決定通知を受けた後に対象経費の変更又は廃止をしようとするときは、山田町エアコン設置支援事業変更（廃止）承認申請書（様式第３号）に、必要に応じて第６各号に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申請内容を審査し、適当と認めたときは、山田町エアコン設置支援事業変更（廃止）承認通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第９　申請者は、エアコン設置が完了したときは速やかに、山田町エアコン設置支援事業完了報告書（様式第５号。以下「完了報告」という。）に、次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　領収書の写し並びにエアコンの購入及び設置に係る費用の内訳が記載されている書類

(2)　エアコン及び室外機の設置箇所の写真

(3)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　町長は、完了報告について必要があると認めるときは、申請者又は町内業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

（補助金の確定）

第１０　町長は、完了報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、山田町エアコン設置支援事業補助金交付確定通知書（様式第６号。以下「確定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１　申請者は、確定通知を受けた日から１０日以内に山田町エアコン設置支援事業補助金請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第１２　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

(1)　補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2)　虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3)　その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第１３　申請者は、町長が補助金の交付決定を取消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期限内に当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第１４　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者は、エアコンの購入及び設置後であっても、令和４年度に限り、補助金の交付申請をすることができる。この場合における申請書類は、町長が別に定める。

　(1) 第４の規定による補助対象者のうち当該対象住宅の所有者又は固定資産税の納税義務者（以下「所有者等」という。）で現にその住宅に住所を有するものに該当しない者

　(2) 所有者等で現にその住宅に住所を有するものと生計を同一にする世帯の構成員でない者

　(3) 令和４年４月１日から同年８月３１日までの間にエアコンを購入及び設置した者（当該期間中にエアコンの購入及び設置に係る手続をした者を含む。）

２　前項の規定による申請があった場合は、第６の規定による申請があったものとみなす。

　　　前　文（抄）（令和４年９月１日告示第１００号）

　令和４年４月１日から適用する。